（様式第１号）

水道料金等減免申請書

令和　　年　　月　　日

池田市上下水道事業管理者　様

申請者	住所	
	氏名	㊞
	TEL	―　　―

池田市水道事業給水条例第 31 条及び池田市下水道条例第 26 条の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料の減免を申請します。

【申 請 区 分】　　**令和**＿＿**年**＿＿**月分**　　**使用水量**＿＿＿＿**㎥**

お 客 様 番 号　＿＿―＿＿―＿＿―＿＿

漏水修理証明書

給水所在地　　池田市　　丁目　　番　　号　　号室

＿＿＿＿町＿＿＿＿番地＿＿＿＿

氏　　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　建物名＿＿＿＿＿＿＿＿

（漏水修理内容）※写真を添付すること　　**（漏水箇所図）**

……

……

……

……　　**（修理終了日時）**令和　　年　　月　　日

……　　**（修理終了時の指示数）**＿＿＿＿＿＿㎥

上記のとおり修理したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

住　所

証 明 者 氏 名　　㊞

TEL

池田市給水装置指定工事業者　指定番号　第　　号

水道料金等の減免申請にあたっての注意事項

１.減免の対象となる条件

⑴ 使用者等が善良な管理者の注意をもって給水装置を管理していたにもかかわらず、不可抗力により漏水が発生したもの

⑵ 漏水の修理もしくは措置が完了していること

⑶ 漏水箇所が埋設部等の発見が困難な箇所であること。

２.下記のいずれかに該当する場合は、減免の対象外になります。

⑴ 使用者等が漏水の事実を知りながら、修理依頼等適切な処置を怠った場合

⑵ 使用者等又は第三者の故意又は過失による場合（特定できない第三者行為による漏水は対象とする。ただし、原因者が判明した場合はこの限りでない。）

⑶ 漏水減免後、１年以内に同一箇所から漏水があった場合

⑷ 使用者等が給水装置の善良な管理者の注意による管理を怠り、老朽化による布設替え及び修理を正当な理由なく延期又は行わなかった場合

⑸ 給水装置工事竣工後１年以内に、当該工事の瑕疵に起因した漏水の場合

３.申請方法

⑴ 漏水修理完了後、水道料金等減免申請書兼漏水修理証明書に必要事項を記入し、すみやかに池田市上下水道部総務課１Ｆ窓口に提出してください。

⑵ 申請の際は、漏水箇所が特定できる写真を添付してください。

お問い合わせ先

池田市上下水道部総務課　業務委託先　第一環境株式会社

電話　072-754-6106　　営業時間　8：45～17：15